

夢を実現する第一歩のために 2017年10月号



ミツヒロニュース



沖縄の農村などには、年長者を敬う文化が残っています。お年寄りにとって、周囲の人達が敬ってくれる環境は、自分の存在価値が認められることが少ないので、安心して過ごすことができるそうです。

そのため、認知症になってしまって幻覚や徘徊などの周辺症状を現すことなく、徐々にかくに暮らしていく方が沢山いらっしゃるそうです。年長者を尊ぶ「敬老思想」を大切にしたいと思ひます。 光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇扶養控除等申告書の記載項目が変わります
- ◇医療費の立て替え払い
- ◇どっちがお得? 医療費控除とOTC医療費控除
- ◇厚生年金保険料率の引き上げ
- ◇あとがき 「〇〇の秋」



扶養控除等申告書の記載項目が変わります

配偶者控除や配偶者特別控除の改正に伴い、給与について源泉徴収をする際に考慮する「扶養親族等の数」の対象となる配偶者の範囲が変わります。そしてこの変更により、平成30年分の扶養控除等申告書（以下、マル扶）の記載項目も変わります。

「扶養親族等の数」の対象となる配偶者の範囲

給与を支給する際に徴収する源泉所得税を計算するときに、「扶養親族等の数」を用います。この「扶養親族等の数」を求める際、1人として加算する配偶者の範囲が次のとおりとなります。

配偶者……以下の全てを満たす者

1. 婚姻届が提出・受理されている民法上の配偶者
2. 申告者本人と生計が一緒
3. 青色事業専従者としてその年に給与の支払を一度も受けていない又は白色事業専従者でない

○1人として扶養親族等の数に加算する配偶者の範囲

| ～平成29年分～ | | 平成30年分～ | |
|----------------|--|---------|----------------|
| 控除対象配偶者に該当 | | ⇒ | 源泉控除対象配偶者に該当 |
| 控除対象配偶者が障害者に該当 | | ⇒ | 同一生計配偶者が障害者に該当 |

この場合における控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、同一生計配偶者それぞれの要件は、下記のとおりです。

| 控除対象配偶者（改正前） | 源泉控除対象配偶者（改正後） |
|---|---|
| 配偶者の合計所得金額が38万円以下 (申告者本人の所得制限はありません) | <ul style="list-style-type: none">・申告者本人の合計所得金額が900万円以下かつ・配偶者の合計所得金額が85万円以下 <p>同一生計配偶者（改正後）</p> <ul style="list-style-type: none">・配偶者の合計所得金額が38万円以下(申告者本人の所得制限はありません) |

ご覧いただいてお分かりのとおり、改正前の控除対象配偶者と改正後の同一生計配偶者の要件は同じです。つまり名称は変わるもの、障害者に該当する場合に加算対象となる配偶者の範囲は変わりません。

（次頁へつづく）

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

マル扶の記載項目の変更

実務上「扶養親族等の数」は、マル扶の記載内容から求めます。そのため今回の変更に伴い、マル扶の記載項目も変わります。具体的には下記に掲載した、8月20日現在国税庁から公表されているマル扶のイメージ（一部）をご参照ください。なお、合計所得金額別の配偶者に係る「扶養親族等の数」の算定表も掲載しました。こちらもあわせてご参考ください。

《平成 30 年分扶養控除等申告書の記載例（イメージ）》

平成30年分 紙面申告用 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

○合計所得金額別 配偶者に係る扶養親族等の数の算定表（概要）

| | | 申告者本人の合計所得金額 (給与収入だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額) | | | |
|---|--------------------------------------|--|--|------------------------------------|-----------------------------|
| ～ 給 の 与 配 給 収 偶 与 入 者 等 だ の の け 合 収 の 計 入 場 所 金 合 得 額 の 金 ～ 配 額 偶 者 | 38万円以下 (103万円以下) | 900万円超 950万円以下 1,120万円超 1,170万円以下 | 950万円超 1,000万円以下 1,170万円超 1,220万円以下 | 1,000万円超 (1,220万円超) | |
| | | 900万円以下 (1,120万円以下) | 950万円以下 1,120万円超 1,170万円以下 | 1,000万円以下 1,170万円超 1,220万円以下 | |
| ～ 給 の 与 配 給 収 偶 与 入 者 等 だ の の け 合 収 の 計 入 場 所 金 合 得 額 の 金 ～ 配 額 偶 者 | 38万円以下 (103万円以下) | 1人 | 1人 (~H29) ↓ 0人 (H30～) | 1人 (~H29) ↓ 0人 (H30～) | 1人 (~H29) ↓ 0人 (H30～) |
| ～ 給 の 与 配 給 収 偶 与 入 者 等 だ の の け 合 収 の 計 入 場 所 金 合 得 額 の 金 ～ 配 額 偶 者 | 38万円超 85万円以下 103万円超 150万円以下 | マル扶に記載する 「源泉控除対象 配偶者」の範囲 (~H29) (H30～) 0人→1人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| ～ 給 の 与 配 給 収 偶 与 入 者 等 だ の の け 合 収 の 計 入 場 所 金 合 得 額 の 金 ～ 配 額 偶 者 | 85万円超 (150万円超) | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

*同居特別障害者の場合には、更に1人加算します。

国税庁「平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて」
～毎月（日）の源泉徴収のほか～」により、一部算定改変

医療費の立て替え払い

◆療養費の払い戻し請求

健康保険ではやむを得ない事由等で保険診療の療養の給付（治療等）を受けられなかった場合、後から療養費の請求ができます。健康保険では私傷病で治療を受ける場合、医療機関の窓口に健康保険の被保険者証を提示して自己負担の3割分を支払うことで医療サービス分7割を現物給付で受けるのが原則となっています。やむを得ない事由により全額自己負担で受診した場合はその保険診療費用について療養費の請求ができます。

◆保険診療が困難な時とは

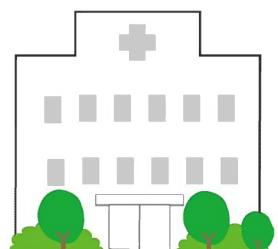
次の様な時には医療費の全額を支払い、後から保険者（協会けんぽや健康保険組合、国民健康保険）に請求します。

- (1) 事業主が行う社会保険の取得手続き中に医療機関にかかり被保険者証が未発効の為窓口に提示できなかった時
- (2) 療養の為医師の指示により義手、義足、義眼、コルセットの装着をした時
- (3) 生血液の輸血を受けた時
- (4) 柔道整復師等から施術を受けた時 等

◆国民健康保険加入者が社保加入した時の例

例えば就職前に国民健康保険に加入していた人が企業に就職し入社した時、社会保険加入の手続きをします。しかしあと本人の手元には健康保険被保険者証が届いていなかった場合に、医療機関にかかる前の国民健康保険の被保険者証で受診してしまった場合の取り扱いは次の様になります。

- (1) 入社して加入する協会けんぽ又は健康保険組合の被保険者証が届いたら市区町村役場で国民健康保険の資格喪失手続をします。
- (2) 資格喪失後3ヶ月くらいで国民健康保険の保険給付費の返還を求める通知が本人に届きます。
国民健康保険の医療費の請求書の額(7割負担分)が知らされます。医療費請求書の通信欄には診療報酬明細書を希望するとしておきます。送付された通知書兼領収証を持って金融機関で支払いし領収証原本は後から使用するので取っておきます。
- (3) 半月くらいで診療報酬明細書（写）が届きます。療養費支給申請書と先の領収書と明細書を新しく加入した協会けんぽ又は健康保険組合に提出します。
通常本人に医療費が戻るのはそこから1ヶ月くらいはかかります。
尚、受診日の翌日から2年が経過すると時効により支給されない場合がありますので、早めの手続きが必要です。



どっちがお得？ 医療費控除とOTC 医療費控除

◆今年から適用される OTC 医薬品の控除

今年度から適用される「スイッチ OTC 医薬品に関する医療費控除の特例」、いわゆるセルフメディケーション税制という言葉をもう目にした耳にした、という方が多いとは思います。市販されている中で「スイッチ OTC 医薬品」に該当する医薬品を年間 1 万 2 千円以上購入している場合、最大 10 万円までの範囲で所得控除が受けられる制度です。つまり、最大 8 万 8 千円所得控除が受けられる医療費控除のミニ版です。

◆医薬品は通常の医療費控除にも適用される

今までも薬局やドラッグストアで市販されている薬の中で「治療や療養に必要なものであって、かつその病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額」であれば、医療費控除の対象にはなっていました。つまり、市販薬でも通常の医療費控除に該当するケースは多く存在します。

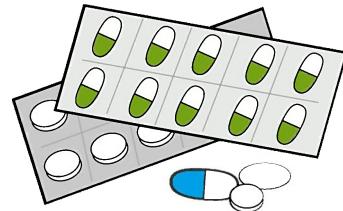
医療費控除とセルフメディケーション税制は併用ができません。新設に伴って、「医療費控除で申告した場合」と、「特例を利用した場合」、どちらがお得かを判断しなければいけないパターンがあるので、注意が必要です。

①年間の医療費（医者にかかったお金）が9万円で、OTC 医薬品が4万円だった場合

医療費控除 : $(9\text{万} + 4\text{万}) - 10\text{万} = 3\text{万円}$

医療費控除特例 : $4\text{万} - 1.2\text{万} = 2\text{万} 8\text{千円}$

この場合は通常の医療費控除がお得です。



②医療費が6万円で、OTC 医薬品が7万円だった場合

医療費控除 : $(6\text{万} + 7\text{万}) - 10\text{万} = 3\text{万円}$

医療費控除特例 : $7\text{万} - 1.2\text{万} = 5\text{万} 8\text{千円}$

この場合は医療費控除の特例がお得です。

◆確定申告には添付書類が必須です

セルフメディケーション税制は「健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人」が対象となっているので、確定申告時に年内に健康診断や予防接種等を受けて健康に留意している証明が必要です。会社主導の健診・個人で受診したもの、どちらでも問いませんので、今年受けた健診や予防接種の証明は取っておくように心がけておきましょう。

参考文献 : ■My Komon



厚生年金保険料率の引き上げ

厚生年金の保険料率が、9月分（10月末納付期限分）から引き上げられます。

毎年、段階的に引き上げられてきた一般被保険者の保険料率は、0.118%引き上げられて **18.3%** となり、今後、この保険料率で据え置かれます。

給与計算において、控除する保険料の変更を忘れないよう行っておきましょう。



【発行】 株式会社オフィスマツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あとがき

和田です。最近は朝晩がめっきり涼しくなり、鈴虫やこおろぎなどの秋の虫の声も聞こえてくるようになりました。読書の秋、芸術の秋、スポーツの秋などといわれるよう、何かをするにはいい気候になってきたので、まずは通勤時間を利用して読書をしようと思います。その他にも、1年ぐらい前のあとがきに書きながら、実行できていないプログラミングの勉強も少しずつ始めていこうと思っています。



あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスマツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>



Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

